

予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じなければならないこと。

(特定介護予防福祉用具販売計画)

第207条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、規則で定める事項を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。

2 特定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、第197条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

3 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

第14章 雜則

(補則)

第208条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日前から引き続き存する有料老人ホーム（第162条第1項に規定する有料老人ホームをいう。）であって、規則で定めるものにあっては、第159条第2項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

健康長寿課介護支援室

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第53号

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定介護老人福祉施設（第3条～第41条）

第3章 ユニット型指定介護老人福祉施設（第42条～第51条）

第4章 雜則（第52条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第88条第1項及び第2項の規定により、指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「指定介護老人福祉施設」とは、法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。

2 この条例において「ユニット型指定介護老人福祉施設」とは、施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第47条において同じ。）により一体的に構成される場所（第3章において「ユニット」という。）ごとの入居者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。

3 前2項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

第2章 指定介護老人福祉施設

(基本方針)

第3条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助並びに社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービス（法第48条第1項第1号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を提供するよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行なう者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行なう者をいう。第43条において同じ。）及び他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第4条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

(1) 医師

(2) 生活相談員

(3) 介護職員

(4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。第11条及び第21条において同じ。）

(5) 栄養士

(6) 機能訓練指導員

(7) 介護支援専門員

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

(設備)

第5条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 居室

(2) 静養室

- (3) 浴室
 - (4) 洗面設備
 - (5) 便所
 - (6) 医務室
 - (7) 食堂及び機能訓練室
 - (8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- 2 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。
- 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 指定介護老人福祉施設の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
- (重要事項の説明等)
- 第6条 指定介護老人福祉施設は、規則で定めるところにより、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。
- (サービス提供拒否の禁止)
- 第7条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。
- (サービスの提供が困難な場合の措置)
- 第8条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し当該施設において適切な便宜を提供することが困難である場合には、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じなければならない。
- (受給資格等の確認)
- 第9条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者に対し指定介護福祉施設サービスを提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証により、その者に係る被保険者資格（法第10条の被保険者の資格をいう。）並びに要介護認定（法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。次条において同じ。）の有無及び有効期間を確認するものとする。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、その者に指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。
- (要介護認定の申請に係る援助)
- 第10条 指定介護老人福祉施設は、要介護認定を受けていない者から入所の申込みがあったときは、その者が法第27条第1項の規定による申請を既に行っているかどうかを確認し、当該申請を行っていない場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに、当該申請を行うための必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者の要介護更新認定（法第28条第2項に規定する要介護更新認定をいう。第15条において同じ。）の申請が遅くともその者に係る法第28条第1項に規定する有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- (入退所)
- 第11条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害が

あるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者を入所させようとする場合には、介護の必要の程度及びその者の家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先するよう努めなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴及び指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。第26条において同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

- 7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。第26条において同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第12条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際してはその期日、当該指定介護老人福祉施設の名称等を、入所者の退所に際してはその期日を、それぞれ当該者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを提供したときは、その提供したサービスの具体的な内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第13条 指定介護老人福祉施設は、規則で定めるところにより、入所者から利用料等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

- 2 指定介護老人福祉施設は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、規則で定めるところにより、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び当該費用の額を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

- 第14条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。

- 2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービス

の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該提供に係る入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に對し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下この条及び第45条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

（施設サービス計画）

第15条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 前項の規定により施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第26条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も施設サービス計画に含めるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成しようとするときは、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望並びに前項の規定により把握した課題の内容に基づき、施設サービス計画を作成しなければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（計画担当介護支援専門員及びその他の指定介護福祉施設サービスの提供に当たる従業者により構成する会議をいう。）等により、当該従業者の専門的な見地からの意見を聽かなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の同意を得なければならない。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況等の把握を行い、必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 8 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合には、施設サービス計画の変更の必要性について検討しなければならない。
 - (1) 入所者が要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入所者が法第29条第1項の規定により申請した要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 9 第2項から第6項までの規定は、施設サービス計画の変更について準用する。
- 10 前各項に定めるもののほか、施設サービス計画の作成及び変更について必要な事項は、規則で定める。

（介護）

第16条 入所者の介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の心身の状況に応じ適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法によ

り、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、^{じょきょう}排糞が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、第2項から前項までに定めるものほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行わなければならない。
- 7 指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を配置しておかなければならない。
- 8 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第17条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 入所者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、入所者ができる限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

（相談等）

第18条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に對し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第19条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、これらの者の同意を得て、代わって行わなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（機能訓練）

第20条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第21条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じてその者の健康保持のための適切な措置を探らなければならない。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第22条 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療

所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようしなければならない。

(市町村への通知)

第23条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正當な理由なく指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わぬことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって法による保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者)

第24条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合であって、規則で定めるときは、この限りでない。

(管理者の責務)

第25条 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならぬ。

2 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第26条 計画担当介護支援専門員は、第15条に定める業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴及び指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- (4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を行うこと。
- (5) 第14条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録すること。
- (6) 第37条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等を記録すること。
- (7) 第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。

(運営規程)

第27条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第33条において「運営規程」という。）

を定めておかなければならぬ。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料
その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要な事項
(勤務体制の確保等)

第28条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならぬ。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならぬ。

(定員の遵守)

第29条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第30条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第31条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならぬ。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第32条 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、特定の病院との間で、入所者の入院治療に関し協力を得ることについて合意しておかなければならぬ。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、入所者への歯科医療に関し協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(重要事項の掲示)

第33条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第34条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、その従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して入所者に関する情報を提供しようとするときは、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。

(広告)

第35条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第36条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、これらの者が要介護被保険者（法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。）に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を当該居宅介護支援事業者に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第37条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに係る入所者からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第38条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に

協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第40条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第41条 指定介護老人福祉施設は、その従業者、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第12条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(3) 第14条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由の記録

(4) 第23条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第37条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(6) 第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

第3章 ユニット型指定介護老人福祉施設

(この章の趣旨)

第42条 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、前章に定めるものほか、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第43条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(設備)

第44条 ユニット型指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) ユニット

(2) 浴室

<p>(3) 医務室</p> <p>(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>2 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。</p> <p>3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備等の内装には、木材を利用するよう努めなければならない。</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第45条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。</p> <p>2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。</p> <p>3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。</p> <p>4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入居者に対し、身体拘束等を行ってはならない。</p> <p>7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(介護)</p> <p>第46条 入居者の介護は、各ユニットにおいてその者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、その心身の状況等に応じ適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が、その心身の状況等に応じて、その日常生活における家事を、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について</p>	<p>必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、その排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、第2項から前項までに定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を配置しておかなければならぬ。</p> <p>9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その者の負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第47条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 入居者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるように必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。</p> <p>(社会生活上の便宜の供与等)</p> <p>第48条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第49条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1) 第27条第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項</p> <p>(2) 入居定員</p> <p>(3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p> <p>(4) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料 　　その他の費用の額</p> <p>(5) その他施設の運営に関する重要事項 　　(勤務体制の確保等)</p> <p>第50条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の規定により従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める職員配置を行わなければならない。</p> <p>(適用関係)</p>
--	---

第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設に対する第6条、第25条、第28条、第29条、第33条及び第41条の規定の適用については、第6条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあり、及び第33条中「運営規定」とあるのは「第49条に規定する重要事項に関する規程」と、第25条第2項中「この章」とあるのは「この章(第51条第2項に規定する規定を除く。)及び次章」と、第28条第2項中「の処遇」とあるのは「に対する指定介護福祉施設サービスの提供」と、第29条第1項中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、第41条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第45条第7項」とする。

2 第3条、第5条、第14条、第16条、第17条、第19条第1項、第27条及び第28条第1項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設には適用しない。

第4章 雜則

(補則)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 平成15年4月1日前から引き続き存する指定介護老人福祉施設(同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、ユニット型指定介護老人福祉施設でない指定介護老人福祉施設とみなす。ただし、当該指定介護老人福祉施設が、第3章に定める基準を満たし、かつ、その開設者がその旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

健康長寿課介護支援室

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第54号

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)附則第35条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第110条第1項及び第2項の規定により、指定介護療養型医療施設(旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)の従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(基準)

第2条 指定介護療養型医療施設における指定介護療養施設サービ

ス(旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。第3号において同じ。)の提供に関する次に掲げる記録の保存期間は、5年間とする。

- (1) 入院患者に対する身体の拘束その他の行動を制限する行為を行った場合におけるその態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びにその理由の記録
- (2) 入院患者又はその家族から受け付けた苦情の内容等の記録
- (3) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合における当該事故の状況及び当該事故に際して採った措置についての記録
- 2 指定介護療養型医療施設の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
- 3 入院患者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、平成25年3月31日において当該指定介護療養型医療施設が従うべき当該基準の例による。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

健康長寿課介護支援室

介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第55号

介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 介護老人保健施設(第3条-第41条)

第3章 ユニット型介護老人保健施設(第42条-第51条)

第4章 雜則(第52条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第97条第1項から第3項までの規定により、介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「ユニット型介護老人保健施設」とは、施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第47条において同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

第2章 介護老人保健施設